渡良瀬遊水地保全・利活用協議会部会

申し合わせ事項

（目　的）

１．部会は、継続的に意見交換や情報共有を行うことで構成員間の信頼関係・協力関係を深め、「治水機能の向上」を図るとともに、ラムサール条約登録を踏まえた「自然環境の保全」及び「賢明な利活用」を促進することを目的とします。

（活動内容）

２．部会は、前事項の目的を達成するために、下記項目ごとに活動し、自立して運営を行います。

①治水機能の向上及び利水機能の維持を含む遊水地の賢明な利活用
②貴重な遊水地の生態系を護るため湿地の保全・再生
③人々の参加・交流や情報交換・教育・啓発活動
④渡良瀬遊水地及び周辺地域の地域振興

（構　成）

３．各部会の構成員は、協議会の構成員の希望によります。
４．部会は、必要に応じて協議会の専門アドバイザーの活用、部会の構成員以外や協議会の構成員以外からの意見の取り入れも可能です。
５．専門アドバイザー等を活用したときの謝金等については、部会で打合せして決めます。

（構成員の相互協力）

６．部会は、必要に応じて他の部会と調整し合同開催が可能です。
７．建設的な対話を行います。
８．他構成員を批判しません。

（部会長の選任）

９．部会の会長は、公平性を担うため幹事会構成員から互選により選出し、部会構成員の承認を得ます。

（部会の開催）

10．部会は、構成員で年度計画を作成し、開催回数を決めます。

（部会の運営）

11．部会の運営は、部会長が務めます。
12．部会は、決定機関ではないことを十分理解した上で行います。
13．検討するテーマは数件に絞り、意見交換や情報共有を行います。
14．部会の活動内容については、協議会へ報告を行います。

（任　期）
15. 部会長の任期は２年とし、再任を妨げません。

（事務局）
16. 事務局は、部会長を務める地方自治体とします。

（その他）
17. 部会は、オープンな場として行っていきます。
18. この申し合わせ事項は、平成 26 年７月 25 日開催の第２回渡良瀬遊水地保全・利活用協議会で了承されました。

部会（案）

渡良瀬遊水地保全・利活用協議会

４市２町の行政（首長）
地域の代表（自治会など）
市民団体（ＮＰＯなど）
河川管理者など

目的達成のための重要事項の協議の場

・部会活動の報告
・遊水地に関する情報交換、連絡調整を図る
・治水、利水、環境等の状況報告

専門アドバイザー

・動植物
・歴史、文化
・治水

部会テーマ

賢明な利活用検討部会	遊水地保全・再生検討部会	人々の交流･教育･普及啓発検討部会	地域振興検討部会
【テーマ】 ○渡良瀬遊水地の将来ビジョン ○ワイズユースの理念に基づく利活用のあり方について 【キーワード】 ・エコミュージアム ・振興計画 ・ハートランド構想 ・グランドデザイン　等	【テーマ】 ○治水に対する安全・安心について ○湿地環境保全・再生の促進について ○湿地の保全の計画について 【キーワード】 ・湿地保全・再生基本計画 ・環境学習フィールド活用 等	【テーマ】 ○遊水地を活かした教育・普及啓発活動について 【キーワード】 ・学習教材 ・副読本 ・子供ボランティアガイド養成講座 等	【テーマ】 ○遊水地を活かした地域振興のあり方 【キーワード】 ・エコツーリズム ・サイン計画（看板） ・ヨシ焼き　等